

地域の未来を考える政策プロジェクト会議（川越地区）設置要綱

（設 置）

第1条 進行する人口減少・超少子高齢化への一層の対応をテーマとして、地域の将来に向けた課題を掘り下げ、中長期的な課題の解決策を検討することを目的とし、地域の未来を考える政策プロジェクト会議（川越地区）（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、第1条に掲げる目的に関する事項を所掌する。

（組 織）

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 必要があるときは、有識者をメンバーとすることができる。

（会 議）

第4条 会議は、埼玉県川越比企地域振興センター（以下「センター」という。）が招集する。

2 会議の進行はセンター所長が務める。

3 センターは、必要があるときは構成員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、審議事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる恐れがあると認められるときは、公開しないことができる。

（庶 務）

第6条 会議の庶務は、センターにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等名称	所 属 及 び 職 名
川越市	政策企画課長
坂戸市	政策企画課長
鶴ヶ島市	政策推進課長
毛呂山町	企画財政課長
越生町	企画財政課長
埼玉県	川越比企地域振興センター所長 川越比企地域振興センター副所長兼地域調整幹 川越比企地域振興センター地域振興担当

※オブザーバー：埼玉県企画財政部地域政策課